

## 姿勢保持装置申請の流れ（判定会参加が必要）

①申請書に記入し、高松市障がい福祉課に提出する。

※（登録業者一覧から、姿勢保持装置を作成してもらう業者を決める）

↓

②判定会に参加する日を決め、高松市障がい福祉課に連絡する。

※ 判定会・・・毎月第1、2、3火曜日に、田村町のリハビリテーションセンターで、香川県障害福祉相談所が行っている定期相談。

**【高松市を通して事前予約が必要】**

近日の予約可能な判定会の予定（都合の良い日をお選び下さい）			
月 日	⇒	月 日	までに障がい福祉課に連絡が必要
月 日	⇒	月 日	までに障がい福祉課に連絡が必要
月 日	⇒	月 日	までに障がい福祉課に連絡が必要
月 日	⇒	月 日	までに障がい福祉課に連絡が必要

↓

③判定会に参加する。（購入業者も参加）

↓

④判定会後は、高松市から決定通知が届くのを待ち、高松市から決定通知と支給券が届いたら、業者に印鑑と一緒に持って行き、支給券と品物を交換する。

（補足）

※ 決定前に姿勢保持装置を購入すると、補助の対象外になります。

※ 高松市に書類を提出する際は、郵送可能です。

※ 姿勢保持装置は作成等に日数がかかりますので、業者様と作成の打合せを行ってください。

※ 判定会は、高松市障がい福祉課を通して事前の予約が必要です。（2週間前まで）

※ 利用者の負担は、原則としてかかる費用の1割になります。ただし、市民税の課税状況などに応じて、上限額が設けられます。

※ 世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合、補装具の給付の対象外になります。

※ 不明な点がございましたら、高松市役所障がい福祉課まで、御連絡ください。

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市 障がい福祉課 生活支援係

TEL 839-2333

FAX 821-0086